

ハタフジシヤ 幡生神社 能美郡の式内

社であるが、所在は詳かでない。式内等舊社記に、『幡生神社。式内一座。苗代郷吉竹村鎮座。今稱『吳服明神。往古幡生一庄之惣社也。』といひ、里人機織を業とするもの、機地根と稱する絹の織端を断つてこの神に献じ、製織の精良を祈るといふが、幡生庄の位置が吉竹あたりであつてはならぬから、この幡生神社は式内のそれではない。

ハタフリヤマ 旗降山 江沼郡大聖寺を東に去ること一二軒、馬場領にある。俗傳に花山法皇崩御の時この山に白旗が降つたといふ。

ハタマサフサ 羽田正房 通稱源次郎・源右衛門・源太夫。元文三年父傳左衛門正永の配分知二百石を受け、大小將・奥小將・表小將となり、寶曆十二年御使番から段々昇進して御馬廻頭に至り、天明六年二月二百石を加へ、八年三月十八日六十歳を以て歿した。

ハタヤマイシ 畑山石 江沼郡下福田から産する石材。石英粗面岩質の凝灰質砂土で、黄色を帯び、軽量である。

ハタワカ 畑岡 江沼郡熊坂の内の小字。

ハタワリ 畠折 藩政時代に、畠地の収益を考へ、田の幾分一に當るとする割合を以て租を徴するをいひ、折を懸けるとも付けるともいうた。例へば二つ折といへば畠二段を以て田一段に相當せしめる類である。享保十年の書上に、『粟畑・稗畑・蕎麥畑・大豆畑・小豆畑・さげ畑、此分折を付申候。此子細は、上畠にて無之に付、作物少く作得少く、勝手悪敷御座候而田成難及に付、二つより七つ迄去年より折懸申候。』と見える。→タナリ 田

ハチオウジノタカヒ 八王子の戦 ↓カ

ントウセイバツ 關東征伐。

ハチガサキ 八ヶ崎 鹿島郡能登島庄に屬する部落。文明十三年正月向田代官三階家吉の判書には、蜂崎と書する。

ハチガサキ 鉢ヶ崎 珠洲郡蛸島に在る。能登名跡志に、『蛸島境に鉢ヶ崎とあり。不思議の塚也。是は泰澄大師の鉢の子を納めし塚なり。依て鉢ヶ崎といへり。』と記する。

ハチカタノタカヒ 鉢形の戦 ↓カントウセイバツ 關東征伐。

ハチガホリ 蜂ヶ堀 金澤本多氏下邸の中、岩間屋の向かう地内に大きな池があつて、その名を蜂ヶ堀と稱したが、後漸く埋もれて悉く水田となつた。昔此の地に蜂岡伊賀なる本多氏の家老の邸があつて、蜂岡堀と稱したのを呼び換つたものであるといふ。

ハチツサイモノ 八十歳者 文政九年十二月の令に、『町中支配之男女、七十歳より裁許々々於手前しらべ置、八十歳に相成候はゞ、其段以書付可及斷候。』とある。これは金澤城下のみの事と見える。九十歳者には養老の扶持を給うたが、八十歳者には養老の扶何の必要があつてこの調査を行はしめたかは明らかでない。

ハチシマ 八島 鳳至郡赤神部落の沖に在る島。

ハチジヨウシマウキタカキ 八丈島浮田家記 一册。八丈島に流された宇喜多秀家の子孫が、數家に別れて遺つてゐたが、それらに前田氏から、飯米・日用品・藥種等を、時々幕府の便船に託して贈つた員數等を詳記してある。

ハチジヨウノミヤトモタダシノウヒ 八

條宮智忠親王妃 ↓シンシヨウイン 眞照院。

ハチスノウラ 蓮ノ浦 宗祇方角抄に、『加賀國分、蓮の浦、越前のひがしなり。金津の宿より二里あまりゆけば加賀の境なり。蓮の浦は入江なり。』とある。この記述は曖昧であるが、蓮の浦は即ち越前の北海であり、今もその沿岸に蓮ノ浦がある。夫木集・名寄松葉集等に皆加賀とするものは、固より誤である。

ハチダイジ 八大寺 ↓チュウグウハチイ 中宮八院。

ハチタロウタウケ 八太郎峠 ハッタロウ 鳳至郡鈴屋のうち谷内から、上山の内縁に至る間の峠。高さ二二四米。文化の書上に、もとは若山越といふが、今は唱へぬとある。

ハチノ 八野 羽咋郡押水大海庄に屬する部落。

ハチノスイシ 蜂巖石 江沼郡菩提に産する。帯紅色の石英粗面岩で、火山迸出の際瓦斯の爲に多數の氣泡を残したものである。堅固なるが故に石燈籠等に用ひられる。

ハチノタ 八ノ田 鳳至郡山田郷に屬する部落。明治中に至り、院内・西安寺と併せて瑞穂と改稱した。

ハチノタニ 八ノ谷 河北郡笠野郷に屬する部落。

ハチフセ 鉢伏 河北郡金津庄に屬する部落。

ハチフセシン 鉢伏新 河北郡金津庄に屬する部落で、文祿四年鉢伏村の杉本基助之を開發した。明治に至り笠野新と併合して、七窪と改めた。

ハチフセヤマ 八伏山 鳳至郡高鼻山の東

南に在る。高さ五四四米。地質輝石安山岩。

ハチフセヤマジヨウ 八伏山城 又鉢伏山に作り、城址は羽咋郡本江の山頂に在る。天正七年温井景隆・三宅長盛、配下の將八代越中・温井筑前を置いて之を守らせた。八年三月長連龍は越中から來り、福水に營したが、閏三月八代等が頼かに之を窺うたから、連龍は之を擊退し、進んで鉢伏の山岩を陥れ、家臣鈴木因幡を置いた。然るに六月長盛亦之を奪はうとしたので、因幡は自ら火を放つて岩を擁捨てた。

ハチベエシヨウチ 八兵衛小路 金澤材木町今の六丁目の小路であつた。もと藩士神尾八兵衛の居邸があつたといふ。神尾八兵衛の傳は明らかでない。

ハチボク 八木 慶長九年八月朔日附の定書に、『新酒の事。九月より二月まで、上々酒京判一升に付て、八木一升五合宛たるべき事。』又元和二年八月の定書に、『當年賣米無皆濟以前、百姓かたより八木賣買堅被成御停止。』など、ある。この八木は米の事で、藩末までも文書に往々用ひられてゐる。

ハチマイダツチ 八枚田土 能美郡花坂地内なる通稱八枚田より出る粘土で、天保七年陶工八兵衛の發見に係り、九谷燒の原料に用ひられたが、鍋谷石の發見後は用ひられぬ。

ハチマンイン 八幡院 ↓ハチマンシヤ 八幡社(石川)。

ハチマンジ 八幡寺 羽咋郡八幡座主(部落名)に在つたといふ。社僧に圓満坊・源大坊・光明坊・不動院・常住坊・圓弘院が居たと傳へる。